



# 経理の窓 1月号

平成28年1月1日号

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	<b>法人、個人に共通して</b>
	<b>1月20日 : H27年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)</b>
	<b>2月1日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市区町村) 償却資産の申告期限(市区町村)</b>
	<b>法人 : 11月決算法人の確定申告と納税</b>

## ふるさと納税をされた方は、寄附金控除を受けられます

ふるさと納税とは「納税」という言葉がついていますが、都道府県・市区町村への「寄附」です。ふるさと納税をされた方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をすることにより、所得税の**寄附金控除**及び個人住民税の**寄附金税額控除**を受けることができます。

平成27年度の制度改正で、個人住民税から寄附金控除できる「ふるさと納税枠」が平成27年1月1日以降、約2倍に拡充されました。また確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わずにふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。(平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。)

「ふるさと納税枠」の目安などは、総務省のホームページ『ふるさと納税ポータルサイト|よくわかる!ふるさと納税』で、調べることができます。控除される寄附金額は、収入や家族構成等に応じて一定の上限額があります。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の特例を受ける場合は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。この特例の申請には、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

特例の適用に関する申請書を提出した場合であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や確定申告を行う方が、ふるさと納税の寄附金控除の適用を受けるには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。

寄附金控除額は、『平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』の計算欄を活用して計算することができます。

寄附金控除額は、確定申告書 第一表⑱欄に記入します。第二表⑱欄に、寄附先の所在地・名称を記入し、寄附金の金額を記入します。「住民税に関する事項」欄・寄附金税額控除・都道府県、市区町村分に寄附金の金額を記入します。

添付・提示する書類：寄附金受領証明書

## 《確定申告に関連した制度》

### ○「財産債務調書」の提出制度が創設されました。（平成27年度税制改正）

確定申告が必要な方で、その年分の退職所得以外の各種の所得金額が2千万円を超え、かつその年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税制度の対象資産を有する方は、「財産債務調書」をその年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければならないこととされました。

### ○「国外財産調書」の提出制度が平成26年1月から施行されています。（平成24年度税制改正）

居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、「国外財産調書」をその年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければならないこととされています。

### ○「国外転出時課税制度」は、平成27年7月1日から適用されています。

国外転出される方は、国外転出をされる時に、1億円以上の有価証券等を所有等している場合は、所得税の確定申告等の手続きが必要となりました。1億円以上の有価証券等を所有して、国外に居住する親族等へ有価証券の贈与を行う場合も同様です。

## 確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認します。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないかも確認します。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸をします。家事消費についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）  
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書  
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。  
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明  
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。



有限会社たべい 電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844  
<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。  
<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>